

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部改正

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を
改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第三号中「減給された給料月額」を「減額されない給料月額」に改める。

第十四条第五項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条同項に第一号として次のように加え、同条第六項中「定時制通信教育手当」の上に「前項の規定に該当しない場合の」を加える。

- 一 給与条例第十一条の五に該当する職員でなかつた日第二十二條の二から第二十二條の六までを次のように改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給)

第二十二條の二 期末手当支給の対象となる期間(以下「在職期間」という。)は、期末手当の支給日以前六月の間において、給与条例の適用を受ける職員として引き続き在職した期間と、第二十二條の三の規定により通算される期間(以下「通算期間」という。)とを

合算した期間から左の各号の一に該当する期間(通算期間中におけるこれらに相当する期間を含む。)を除き続き職員となつた者については第三号に定める期間は除算しないものとする。

- 一 停職の期間
- 二 賃金等で雇用されていた期間
- 三 退職手当支給の対象となつた期間
- 2 勤勉手当支給の対象となる期間(以下「勤務期間」という。)は、勤勉手当の支給日以前六月(十二月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間において、給与条例の適用を受ける職員として引き続き勤務した期間と通算期間とを合算した期間から左の各号の一に該当し勤務しなかつた日又は期間(通算期間中におけるこれらに相当する日又は期間を含む。)を除算した期間とする。
- 一 勤務を要しない日(第三号から第六号までに含まれる日を除く。)

二 勤務しないことにつき任命権者(県費負担教職員にあつては市町村教育委員会)の承認のなかつた期間

- 三 県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)第四号第十二号(公務による負傷又は疾病による場合を除く。)及び職務専念の特例規則第三条第十号(公務による負傷又は疾病による場合を除く。)に該当し、勤務しなかつた期間(この期間に含まれる休日を含む。)が通算して三十日をこえる場合の勤務しなかつた全期間
- 四 休職(給与条例第十二条の二第一号に該当する休職を除く。)及び停職の期間(これらの期間に含まれる休日を含む。)
- 五 賃金等で雇用されていた期間
- 六 退職手当支給の対象となつた期間
- 3 在職期間は暦による月数によつて算定するものとし、一月に満たない日数を合算するときは三十日をもつて一月とする。

4 勤務期間は日数に基づいて算定し、この日数二十五日をもつて一月とする。この場合、第二項第二号及び第三号の期間が時間であるときは八時間をもつて一日とする。

第二十二条の三 職員のうち、期末手当及び勤勉手当の支給日以前六月(十二月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間において、左の各号に定める期間のある者が、引き続き給与条例の適用を受ける職員となつた場合における当該期間は、給与条例の適用を受ける職員として引き続き在職し又は勤務した期間に通算するものとする。

- 一 常勤の特別職の職員又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)若しくは技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の適用を受ける職員として引き続き在職し又は勤務した期間
- 二 国又は他の地方公共団体における給与に関する法

律又は条例の適用を受ける職員として引き続き在職し又は勤務した期間

第二十二条の四 期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給料月額及び扶養手当の月額(以下「基準給料月額」及び「基準扶養手当額」という。)は、支給日における職員の職務の等級の号給に相当する給料月額(職務の等級の最高号給をこえる給料月額を受ける者については、その給料月額)及び扶養手当の月額とする。この場合、支給日において左の各号に掲げる場合に該当する者については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 給与条例第十二条の規定に基づき給料が減額されることとなる場合 減額しない給料月額
- 二 懲戒条例第三条の規定に基づき減給されている場合 減給されない給料月額
- 第二十二条の五 勤勉手当は、勤務期間に応ずる割合と勤務成績に応ずる割合とを乗じて得た率を基準給料月額に乗じて得た額とする。

2 勤務期間に応ずる割合は、支給日に応じ左の各号に定めるとおりとする。

一 六月十五日 職員の勤務期間に応じて、次の表の上欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定める割合

支給日以前六月の間における勤務期間	支給日以前十二月の間における勤務期間	割合
六月以上	十二月以上	百分の百
五月以上六月未満	十一月以上十二月未満	百分の九十五
四月以上五月未満	十月以上十一月未満	百分の九十
三月以上四月未満	九月以上十月未満	百分の八十五
二月以上三月未満	八月以上九月未満	百分の八十
一月以上二月未満	七月以上八月未満	百分の七十五
一月未満	六月以上七月未満	百分の七十
ない場合	五月以上六月未満	百分の六十五
	四月以上五月未満	百分の六十
	三月以上四月未満	百分の五十五
	二月以上三月未満	百分の五十
	一月以上二月未満	百分の四十五
	一月未満	百分の四十
	ない場合	○

二 十二月十五日 職員の勤務期間に応じて、次の表の上欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定める割合と同表中欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定める割合との合計を二分して得られる割合

3 勤務成績に応ずる割合は、支給日に応じ左の各号に定める割合の範囲内で、職員の勤務成績を考慮して任命権者が定めるものとする。

一 六月十五日 百分二十以上百分の三十五以内

二 十二月十五日 百分の四十五以上百分の六十以内

二十三 条ただし書を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第十三条の二、第十四条及び第二十三条の改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 昭和三十六年十二月十六日以降において、準職員から引き続き職員となつた者(改正後の第二十二條の三各号に定める期間中においてこれに相当することとなつた者を含む。)の当該準職員として引き続きいた期間は、職員として引き続きいた期間とみなす。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十三号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月
鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正
する。

第六条第二項中「並びに職員の懲戒の手續及び効果に
関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)第
三条の規定により減給されている者」を削り、同条第四
項中「給料」を「定時制通信教育手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月
一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定] 一部月極二五〇円(配送料共)